

H27第1回審議会(H27/5/11)  
資料 1

# 一般廃棄物処理手数料(し尿及び生活 雑排水を除く。)の改定について

環境部生活環境課

環境部清掃センター

# 一般廃棄物処理手数料(し尿等除く)の検証対象

市が収集・運搬するもの

市民(家庭系)

ごみ集積所からの定期収集

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

※資源物は無料

その他(清掃センターが収集)

一時多量

特定家電

犬・猫等

清掃センターへ搬入するもの

市民/事業者(事業系)

利用者が直接搬入するもの

可燃ごみ

不燃ごみ

プラ容器

資源物

特定家電

犬・猫等

# 家庭ごみ有料化制度に関する審議会からの答申等

## ◇平成19年3月29日

「家庭ごみ処理の排出者負担のあり方について」審議会へ諮問(平成17年12月22日)し、平成19年3月29日、「家庭ごみ処理の有料化の制度を構築すべき」との答申を受ける。

《答申内容》 ※ 一部抜粋

### ごみ処理手数料設定の目安

市民が負担するごみ処理手数料の設定にあたっては、次の点に配慮する。

- ① ごみの減量・再資源化促進という目標達成の原動力となる。
- ② 市全体のごみ処理経費からみた場合、その負担割合として妥当である。
- ③ 家計からみた場合、その負担感が大きすぎずかつ分別努力に結びつく。
- ④ 先進都市や同規模都市のごみ処理手数料設定も参考とする。

### ＜現行手数料＞

ごみ種別	手数料
可燃ごみ	1円/ℓ
不燃ごみ	1円/ℓ
粗大ごみシール	40円/枚

## 前回(H25.4)一般廃棄物処理手数料(し尿等除く)の改定

- 平成21年10月に家庭ごみ処理有料化制度の導入及び清掃センター搬入手数料の改定を行ない、平成24年10月で3年を経過することから、見直した。
- 「長野市廃棄物減量等推進審議会」  
◇諮問 平成24年7月31日 ◇答申 平成24年8月21日

【答申内容】集積所に排出される**家庭ごみは現行どおりとし、特定家庭用機器廃棄物の収集料金及び犬、猫等の死体処理手数料について改定されたい。**

〔付帯意見〕さらなるごみ減量化等の推進及び犬、猫等の死体処理については、民間事業者の施設が充実しており、今後、分離焼却（専用焼却炉）の廃止も含めて検討されたい。

- 答申のとおり改定  
施行：平成25年4月1日改定

## 清掃センター搬入ごみ処理手数料の事業概要①

本市では、家庭ごみは各地域にあるごみ集積所の定期収集へ出すほか、直接、清掃センターへ自己搬入することも便宜的に行うことができる。

また、事業者のごみは、一般廃棄物のみ清掃センターへ搬入することができる。

手数料は処理経費がごみ種ごとに異なり、単価に重量を乗じた額を徴収している。重量の算定は10kgごとで、一の位は四捨五入(5kg未満の場合は10kgとして算定)

### <現行搬入手数料(10kgごと)>

ごみ種別	手数料
可燃ごみ	130円
不燃ごみ	160円
プラスチック製容器包装	30円
資源物	30円

\* 資源物とは、紙・缶・ビン・ペットボトル

\* 搬入可能なものは、一般廃棄物のみ  
(産業廃棄物は受入れ不可)

## 清掃センター搬入ごみ処理手数料の事業概要②

### ●一時的に多量に排出されるごみ処理手数料

集積所に出すことのできない多量のごみを、市民宅に出向き収集している。  
昭和50年頃より市の直営事業として実施しており、年間約135件程の利用がある。

区 分	手数料
2t車 1台分	24,600円
2t車 1/2台分	15,500円
2t車 1/4台分	10,900円

## 清掃センター搬入ごみ処理手数料の事業概要③

### ●特定家庭用機器廃棄物処理手数料

特定家庭用機器(廃棄に伴いリサイクル料金がかかる家電4品目)を指定引取場所へ搬送する事業で、市民が自ら運搬できず、直接出向いて収集する場合、また市民が清掃センターへ持込む場合がある。

収集運搬費(収集に係る費用)と搬送費(清掃センターから家電の指定引取場所へ搬送する費用)に分けて算定する。

- ・職員が収集する場合の費用 = 収集運搬費 + 搬送費
- ・市民が持込む場合の費用 = 搬送費のみ

区 分	手数料
収集運搬費	4,300円
搬送費 (1台当たり)	1,000円

# 清掃センター搬入ごみ処理手数料の事業概要④

## ●犬、猫等の死体処理手数料

清掃センターにあるペット専用の焼却炉で一体ずつ焼却(分離焼却)処理する事業。  
また、市民自ら運搬できない場合は、市民宅に出向いて収集する。

その他に一般焼却として、ごみ焼却炉で他の可燃ごみとともに焼却する方法もある。

区 分		手数料	
収 集	一 般	4,800円	
	分離焼却	5kg未満	11,800円
		5kg以上15kg未満	14,500円
		15kg以上	16,500円
持込み	一 般	500円	
	分離焼却	5kg未満	7,500円
		5kg以上15kg未満	10,200円
		15kg以上	12,200円



# 今回の改定に当たっての 基本的な考え方

## ■ 行政サービスの利用者の負担に関する基準の基本的な考え方

- サービスを利用する人とならない人の公平性が確保され、市民全体が納得できるものとする。
- サービス提供に要するコスト(原価)を明らかにする。
- 社会経済情勢の変化や利用状況、サービスの提供に要するコストの推移を適時に反映し、実態に見合った負担額とする必要があることから、原則3年ごとに見直しを実施する。

## 1 家庭ごみ処理手数料(定期収集によるもの)の検証項目(案)

**【検証1】** 一定の排出抑制効果を得ているか。

**【検証2】** ごみ処理経費からみた手数料負担割合に大きな変化がないか。

**【検証3】** 1世帯当たりの月額負担額が大きすぎているか。

**【検証4】** 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

## 2 清掃センター搬入ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の 処理手数料の検証項目(案)

**【検証1】** 処理原価に対する負担割合が妥当であるか。

**【検証2】** 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

## 3 一時多量ごみの処理手数料の検証項目(案)

**【検証1】** 処理原価に対する負担割合が妥当であるか。

**【検証2】** 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

## 4 特定家庭用機器廃棄物の処理手数料の検証項目(案)

**【検証1】** 処理原価に対する負担割合が妥当であるか。

**【検証2】** 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

## 5 犬、猫等の死体処理手数料の検証項目(案)

**【検証1】** 処理原価に対する負担割合が妥当であるか。

**【検証2】** 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

**【検証3】** ペット焼却の継続が必要であるか。